

会議録

会議の名称	西東京市使用料等審議会 令和5年度第2回会議
開催日時	令和5年11月17日（金）午前10時から午前11時55分まで
開催場所	田無庁舎3階 庁議室
出席者	<p>（審議会委員） 米田会長※、山田委員※、熊谷委員※、玉記委員、市川委員</p> <p>（事務局） 柴原企画部長、樽見企画部主幹（企画政策課）、 前川企画政策課主査、利根川企画政策課主任、 海老澤障害福祉課長、小林障害福祉課長補佐兼障害者支援係長、 堀文化振興課長、笹野文化振興課主事</p> <p style="text-align: right;">※リモートでの参加</p>
議題	<ol style="list-style-type: none"> 1 委嘱状の交付 2 西東京市障害者総合支援センター施設使用料の適正化について（諮問） 3 西東京市障害者総合支援センター施設使用料の適正化について（審議） 4 西東京市民会館跡地新施設施設使用料の新設について（諮問） 5 西東京市民会館跡地新施設施設使用料の新設について（審議） 6 その他
会議資料の名称	<p>資料1-1 障害者総合支援センターの概要について</p> <p>資料1-2 障害者総合支援センター 使用料原価計算書</p> <p>資料1-3 障害者総合支援センターの施設使用料算出表</p> <p>資料1-4 市内施設及び近隣自治体の類似施設との比較（障害者総合支援センター）</p> <p>資料2-1 市民会館跡地新施設の施設使用料について</p> <p>資料2-2 市民会館跡地新施設 使用料原価計算書（見込み）</p> <p>資料2-3 市民会館跡地新施設の施設使用料算出表</p> <p>資料2-4 市内施設及び近隣自治体の類似施設との比較（市民会館跡地新施設）</p> <p>参考資料 市民会館跡地新施設図面案</p> <p>参考資料 西東京市使用料等審議会委員名簿【第17期】</p>
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>議題1 は記録なし</p> <p>議題2 <u>西東京市障害者総合支援センター施設使用料の適正化について（諮問）</u> 企画部長から米田会長へ諮問</p> <p>議題3 <u>西東京市障害者総合支援センター施設使用料の適正化について（審議）</u> 事務局より資料1-1から資料1-4までについて説明</p>	

○会長：

原価計算結果と現在の使用料に乖離があるように見える。また、他市施設との比較をしても本施設の使用料は安価に見える。使用料の値上げの検討が必要に思えるが、事務局から補足説明はあるか。

○事務局：

原価計算結果を用いた適正金額は、現行の使用料と乖離がある。これから委員の皆様にご意見をいただくが、仮に値上げをするとなった場合には、「使用料・手数料等の適正化に関する基本方針」において「改定額の上限は、市民生活への影響を考慮し、原価との乖離が著しいなど特別な場合を除き、現行価格のおおむね1.5倍とする。」と定められており、資料1-3の「改定額上限」に記載の金額が改定額の上限となる。

また、原価計算結果を用いた適正金額と現行の使用料に乖離が出ている理由は、令和元年度に「使用料・手数料等の適正化に関する基本方針」を改定したことが影響している。この改定では、施設ごとの行政コストの平準化を図るため、国・都からの補助金などについて、取得価格や経費に含めて原価計算を行う旨が盛り込まれた。この結果、今回の原価計算では、建物建築費用が大きく上がったため、乖離が生じた。

なお、本施設は指定管理者が管理を行っており、審議会で御議論をいただくのは、条例で定める使用料である。実際の使用料については、条例で定める金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。

○会長：

事務局の補足説明を踏まえ、意見、質問等はあるか。

○委員：

資料によると施設の利用率がおよそ3割であることがわかるが、使用料が免除される登録団体の利用の割合はどのくらいか。

○事務局：

3割程度である。

○委員：

施設全体としては、新型コロナウイルス感染症の影響により利用率が低下していると説明があったが、登録団体の利用率の状況はいかがか。

○事務局：

一般利用に比べ、登録団体の利用率は下がっている。

○委員：

会議室BとCの利用率に差があるが、理由はあるか。

○事務局：

会議室の設備に大きな差はない。表示順で上に表示される会議室Bのほうが予約されやすいためだと推測する。

○委員：

所管課は使用料を据え置きすることが妥当であると考えているのか。

○事務局：

そのとおりである。

○委員：

近隣市の施設と比べると割安であるため、値上げの余地は当然出てくる。ただし、利用率が回復途上にあることを鑑みると、値上げをすることで需要に対して抑制効果が働く。また、昨今の物価高騰での家計負担や、施設が特定目的で利用されていることを踏まえると、使用料の据え置きもやむを得ないのではないか。

○委員：

前回の見直し時の原価計算では算入されていなかった補助金等ほどのくらいの金額か。物件費における維持管理費と光熱費は、前回の見直し時と比べどの程度差が生じているか。

○事務局：

原価計算における建物建築費用は、総額で約5億7千万円、償却費では、約1,280万円上がっている。また、1日当たりの支払利息及び減価償却費は、約11万円上がっている。1日当たりの物件費の比較では、約18万円から約22万円に上昇した。これらの結果、1㎡1時間当たりの経費では、4.45円から7.66円に上昇した。

○委員：

西東京市の財政の健全化と、市民サービス環境の維持も踏まえると、他市の類似施設の使用料との乖離や原価計算結果との乖離がある現状は改善するべきであると考え。しかし、前回の見直し時と比較し、特殊要因が多いと感じるため、改定額上限への改定は現実的ではないと考える。段階的な使用料の引き上げも検討が必要ではないか。同時に、物件費を抑制する方法はないか検討いただきたい。

○委員：

利用者の内訳の3割程度が登録団体の利用だということだが、ほかの7割の一般利用の方はどのような団体が多いのか。

○事務局：

サークル活動や会議での利用、企業の打ち合わせ等で使用されていることが多い。特に多目的室は、ダンスや軽運動として定期的に利用される団体が多い。

○委員：

原価計算結果や類似施設との乖離があるため、数字だけを見ると値上げをした方が良いと思うが、利用市民への影響を考える必要がある。定期的に利用している団体がいることを考えると据え置きも妥当だと考える。しかし、改定額上限と適正金額を比較してもなお乖離があることを踏まえると、値上げをしなくてよいのかという心配もある。近い将来での値上げを考える必要があるのではないか。使用料の見直しは何年ごとに行うのか。

○事務局

本施設については、5年ごとに行う。

○委員：

次の見直しが5年後となると、かなり先に感じる。段階的でもよいので早い時期に値上げをするべきではないか。

○委員：

原価計算の計算方法が変わった理由は何か。

○事務局：

平成30年度の使用料等審議会において、「使用料・手数料等の適正化に関する基本方針」の改定に向けた検討を行い、補助金の有無による原価計算結果の施設間における乖離を防ぐことを目的に令和元年5月に方針の改定を実施したことによる。

○委員：

方針を改定した時点で値上げは想定されていたのではないか。施設の利用率を見ると、今は過渡期であり、感染症流行前の数字を見ても、今後の利用率は上昇が予想される。そのため、適正金額との乖離を考えると値上げの方向性が適切ではないか。ただし、ほかの委員の意見にもあったが、急な値上げは難しいため、段階的な値上げの検討も必要だと考える。

○会長：

合併時には新しく建設した建物に対し多くの補助金が入っていたため、補助金等も原価計算に算入することが適切であるという議論だったと思う。本施設は、障害者福祉施設であるという側面から、値上げは慎重に行うべきとの意見も理解できるが、障害者等の団体による利用については減免されている。市民生活への影響を考え、段階的な値上げという案もあったが一方で将来的には修繕等が必要になり、減価償却費が上昇することで適正金額との乖離がさらに広がることも懸念される。今回の見直しで改定額上限への改定をすることについてはどのように考えるか。

○委員：

使用料の適正化という観点では料金の見直しが必要だと思う。ただし、これまで安価に据え置きしてきたこともまた市の政策的観点に基づいたものである。これを今回、経済的観点から適正化をしていくことは、障害福祉行政の市の根本的な考えの転換を意味することにもなる。今の時期に方針の転換をすることを市民にしっかり説明できるのだろうか。

○会長：

市民への説明については事務局で熟考が必要である。

○委員：

本施設の受益者負担割合は50%であり、半分は行政が負担していることを鑑みれば、ある程度経済的な視点を入れることもやむを得ないと思う。このまま5年間据え置きということは否定的だが、料金改定の時期については考える必要がある。

○委員：

市民の目線からすると、「市の施設なのにこれも値上げか。」という印象を感じてしまう。値上げについては慎重になるべきであり、段階的な値上げの検討も必要である。

○委員：

値上げが影響するのは利用者の7割を占める一般利用者である。少しでも市民への影響を

考慮しようとするのであれば、市民利用と企業利用とを分けて考えることができればよいが、運用上難しいと思う。

○会長：

これまで据え置きしてきた料金を上げるとなると様々な意見があるとは承知している。値上げが必要だという意見も聞かれたので、西東京市障害者総合支援センター施設使用料については、原価計算結果や近隣自治体施設との均衡の視点から、資料1-3に記載のある改定額上限額への改定をすることが妥当であるが、改定時期などについては検討が必要であると考えがいかがか。

(異議なし)

○会長：

答申については、本日の審議会に出た意見を集約した上で案文を作成し、委員の皆様にご確認いただき、確定するという事によろしいか。

(異議なし)

○会長：

それでは、答申については、会長預かりとさせていただきます。
そのほかに質疑はあるか。特になければ、次の議題に移る。

議題4 西東京市民会館跡地新施設施設使用料の新設について（諮問）

企画部長から米田会長へ諮問

議題5 西東京市民会館跡地新施設施設使用料の新設について（審議）

事務局より資料2-1から資料2-4までについて説明

○会長：

事務局の説明を踏まえ、意見、質問等はあるか。

○委員：

近隣自治体の類似施設とは大きな乖離はないように思うが、市内類似施設との乖離が目立つ。公共施設等総合管理計画における本施設と、保谷こもれびホール、コール田無の位置付けはどのようになっているか。

○事務局：

市内類似施設との乖離があるとの御指摘だが、施設の部屋の広さに差があることを考慮している。

例えば防音室は、「使用料・手数料等の適正化に関する基本方針」に基づく受益者負担割合は70%だが、70%で使用料を設定しようとする1,572円となり、保谷こもれびホールの料金を超えてしまう。保谷こもれびホールの音楽練習室は100㎡で1,500円であることを踏まえ、48㎡の本施設の料金を1,400円に設定した。多少の乖離はあるが、「使用料・手数料等の適正化に関する基本方針」で定める適正な受益者負担割合の範囲内の料金設定である。

公共施設等総合管理計画での位置づけについて、保谷こもれびホールやコール田無と同じ

文化施設として整理する予定である。

○委員：

1㎡1時間当たりの使用料に乖離があることについてはどのようにお考えか。

○事務局：

料金設定に当たっては、「使用料・手数料等の適正化に関する基本方針」で定める適正な受益者負担割合に基づき、考えている。その上で市内類似施設と比較するすると、それほど違和感がないものとする。

○委員：

本施設と、保谷こもればホール、コール田無の受益者負担割合は同じ50%でよいか。

○事務局：

「使用料・手数料等の適正化に関する基本方針」で定める適正な受益者負担割合はいずれも50%だが、実際のコール田無の受益者負担割合は約60%である。本施設の料金設定については、基本方針で定める50%に近い設定としている。

○委員：

利用者の視点から見ると同じ市の施設であるのにも関わらずこれだけの乖離があることに疑問を抱くと思う。利用者からすれば、同等の施設であれば同等の負担を求める。事務局の説明だと一般市民の理解は得られないのではないか。

○事務局：

原価計算には改修工事等を行っていくとその分の費用が加算されるため、原価計算結果は年々変化する。そのため、年数が経つにつれ当初想定50%とはずれが生じてくる。実際の受益者負担割合では、現在、保谷こもればホールが約40%である一方、コール田無では約60%となっている。

○委員：

多目的室の午前の時間あたり使用料をみると、本施設とコール田無との比較では、古い施設であるコール田無のほうが割高な設定となっている。地理的な不公平は考慮しなくてよいのか。

○事務局：

原価計算には立地条件は加味されていないが、本施設とコール田無の駅からの距離は同等である。

○委員：

原価計算結果による料金設定そのものに疑問はないが、時間あたり使用料の乖離をどのように説明していくのが気になる。

○委員：

事業用定期借地権を設定し、民間企業に貸し出すとのことだが、その部分の歳入は原価計算に含まれないのか。

○事務局：

施設建設に係る補助金を含めた形としていることとの整合を図ることや、歳入が非常に大きくなった時に、使用料を無料にするのかといった議論もあるため、借地権による歳入は考慮しないこととしている。

○委員：

受益者負担は揃えられており、大きな違和感はない。概ね適正だと思われる。「市内施設との乖離については、経年劣化により安価にしている。」等の納得のできる説明ができればよいのではないかと。

○委員：

料金設定に異論はない。市内で差が出ているところは、それぞれの施設の特性を説明するなど利用者が納得できればよいのではないかと。旧市民会館でも貸館は行っていたか。

○事務局：

多目的室と似たプレイルームや、会議室等の貸出しを行っていた。

○委員：

物件費の中で家賃に対して共益費が高いように見えるが理由はどこにあるのか。

○事務局：

家賃は跡地活用事業者を公募する際に市で基準額を示し、これを受けて提案をいただいた額が月額1,641,200円である。共益費は、事業者から提案をいただいたもので、月額982,740円である。施設の維持管理業務としては、共用部分の各種設備の法定点検、保守管理、清掃警備業務等を見込んでおり、適正な金額だと認識している。

○委員：

市内の類似施設の利用率はいかがか。

○事務局：

近年は新型コロナウイルス感染症の影響で利用率が落ち込んでいたが、昨年度はコロナ前の水準に戻り、コール田無のホールだと7割から8割、週末は9割を超えることもある。それ以外の施設でも6割から7割程度で推移している。

○委員：

本施設は、市が建物を建てるよりも効率のよい方法であり、原価計算結果にも反映されるので、市民生活にとってもよいものである。新しい施設に利用者が移ってしまうと、他施設の利用率が下がることを懸念していたが、現在の利用率は比較的高く、大きな問題ではないと感じた。類似施設も含めて利用率を比較し、基本方針に基づく適正な受益者負担の下、統一的な価格設定をすることも一つの考え方である。

○会長：

原価計算結果に引きずられ過ぎている印象もある。コール田無と比べると新しい本施設のほうが安い設定となるが、他施設の利用率の状況などのほかの要素は反映されているのか

○事務局：

最終的には考慮するが、まずは原価計算の結果によって基本となる料金を算出し、その上でほかの要素を考慮し料金を設定、提案している。

○会長：

施設の利用開始までにまだ時間がある。料金設定について市民に十分に説明できるように再考いただき、必ずしも本日の審議会で決定しなくてもよいのではないか。

○事務局：

今後、施設の設置条例を制定する必要がある。条例には施設使用料も含まれているため、条例制定の手続きのスケジュールの都合上、本日の審議会に諮問させていただいた。

市内類似施設との乖離について、部屋の種類によっても異なるが、1㎡1時間当たりの使用料は、本施設の多目的室と保谷こもれびホールのリハーサル室と比較すると、高いが、コール田無イベントルームAよりも低廉である。一方、会議室で比較するとコール田無や保谷こもれびホールよりも本施設のほうが高い。防音室では保谷こもれびホールよりも本施設が高いが、コール田無よりも低廉である。このように、部屋の種類によってばらつきがあるのが現状である。担当課としては、これらを鑑み、総合的に検討し、市民に納得いただける金額として案を提示した。

○事務局：

市内類似施設使用料との乖離について補足する。「使用料・手数料等の適正化に関する基本方針」では、テニスコートやグラウンドなどの屋外スポーツ施設については、当該施設をグループ化し、費用算定項目を合算し原価計算を行っているが、文化施設についてはグループ化しないこととなっており、現時点では施設ごとに多少のばらつきが出てしまう。

○会長：

料金設定については再度検討いただきたい。検討の結果、本案から変えないという結論であっても、変えない理由付けをしっかりといただきたい。

○事務局：

本施設は新規の施設であり、まずは原価計算結果から適正な受益者負担割合をもとにした額の設定を考えたい。市内類似施設との比較で差があるのも事実だが、受益者負担割合が基準の50%の±10%に収まっている。本施設のほうが他施設との比較で高い場合もある一方、低廉な場合もあり、総合的には適切な料金設定であると考えている。

○会長：

原価計算結果を軸として考えるとの説明だが、本施設は建物の建設費用が全くないことから、違和感がある。原価計算結果以外の要素の考慮も必要であると考えている。

○事務局：

御指摘を踏まえ調整を図り、次回の令和6年1月の使用料等審議会で再度案を提示させていただきたい。

○会長：

本件については継続審議とすることに異議はあるか。

(異議なし)

○会長：

それでは、本件については継続審議とする。

そのほかに質疑はあるか。特になければ、次の議題に移る。

議題6 その他

○会長：

その他の議題はあるか。

○事務局：

次回の審議会は、令和6年1月頃の開催を予定している。

○会長：

了解した。他になければ、これで令和5年度第2回審議会を終了する。

(以上)